

## 彩の国 SDGs 技術賞実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する製品や技術を持つ埼玉県内中小企業を表彰し、広く紹介することにより、企業の成長・発展を支援し、本県経済の活性化を促進することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、前条の目的に資する、革新的で将来性のある優れた技術・製品開発に取り組む企業等とする。

### (賞の種類等)

第3条 知事は、応募者のうち、特に優秀と認められる企業等に対し、次の賞を授与する。

- (1) 大 賞 1者
  - (2) 奨励賞 2者以内
- 2 受賞者には、賞状及び次の副賞を贈るものとする。
- |     |      |
|-----|------|
| 大 賞 | 10万円 |
| 奨励賞 | 記念品  |

### (審査委員会)

第4条 第2条の表彰を行うに当たり、審査委員会を設置し、受賞者の選考を行う。

### (表彰式)

第5条 表彰式は、原則として毎年度1回開催するものとする。

### (事務局)

第6条 この事業に関する事務は、埼玉県産業労働部産業創造課において行う。

- 2 第2条に掲げる事務に関して必要な事項は別に定める。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月14日から施行する。